平成２４年（フ）第２７５号
群馬県渋川市伊香保町伊香保244番地２　山陽ホテル寮３号室
債務者　櫻井　清司
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２３４号
群馬県高崎市双葉町23番８号
債務者　鈴木　　明
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３２４号
埼玉県熊谷市石原94番地５　オリーブハウス201号
債務者　一ノ瀬　正
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３４４号
埼玉県比企郡ときがわ町大字五明794番地14
債務者　鈴木　　博
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３５１号
埼玉県羽生市北２丁目２番３号　レジデンステリア201
債務者　渡辺　優子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第８３０号
千葉県八千代市米本1359番地３―34―404、住民票上の住所埼玉県上尾市仲町２丁目12番22号
債務者　小川　秀樹
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２８６号
神奈川県座間市入谷１丁目413番地の１　第10明智ビル203号
債務者　山川　　望
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３５９号
相模原市緑区西橋本３丁目５番13号　グリーンハイツ橋本102
債務者　安藤　瑞子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３６０号
相模原市中央区下九沢757番地　県公社団地20―2027
債務者　渋谷美佐子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３６５号
相模原市南区古淵５丁目13番13号
債務者　高橋　良太
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３７１号
相模原市中央区淵野辺４丁目５番４号　コスモタウン淵野辺105
債務者　徳丸　哲夫
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３７２号
相模原市緑区日連755番地１　77ジュイエ相模湖Ｄ３
債務者　耳塚　孝男
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３８０号
神奈川県座間市相模が丘１丁目21番38号　風間ハイツ102号
債務者　松尾　淳嗣（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３０８号
新潟市西区関屋堀割町11番10号、前住所新潟市中央区浜浦町２丁目30番地57
債務者　勝山　明芳
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２６号
新潟市東区牡丹山３丁目13番12号　ハイムエリエール203、前住所新潟市東区中山６丁目26番１号　ハーモニーパレス203号
債務者　本間　由美
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７５号
新潟市中央区南出来島１丁目11番８号　パークハイツ南出来島103号
債務者　服部　亜希
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９５号
静岡県沼津市大岡255番地の１　白峰マンション102
債務者　三好　武政
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係